第　3　回

八丁平土地対策に関する
住民説明会

平成２６年6月9日
室　蘭　市

第3回 住民説明会の内容

1　八丁平南公園･隣接市有地の周辺民有地等
　　土壌調査報告

2　企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告

3　健康影響調査の実施状況

4　今後のスケジュールについて

1 八丁平南公園･隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告 ①
■ 調査の目的

【八丁平南公園等での汚染原因、汚染可能性の範囲】

◇汚染原因

①昭和３８年から昭和４９年にかけて企業による埋立が行われ、埋立物の一部には鉛、ヒ素などが含まれていた。

②埋立地以外の公園及び隣接市有地に市が緑道整備により掘削した埋立土砂を移動させた。

◇汚染可能性の範囲

八丁平南公園と隣接市有地、及び企業埋立地内に限定される。

【土壌調査の目的】

⇒八丁平南公園･隣接市有地及び企業埋立区域から周辺民有地への土砂飛散の影響の調査、及び企業埋立区域内･区域に面する民有地における汚染状況の把握するために実施。

1　八丁平南公園･隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告　②

■　調査区域図

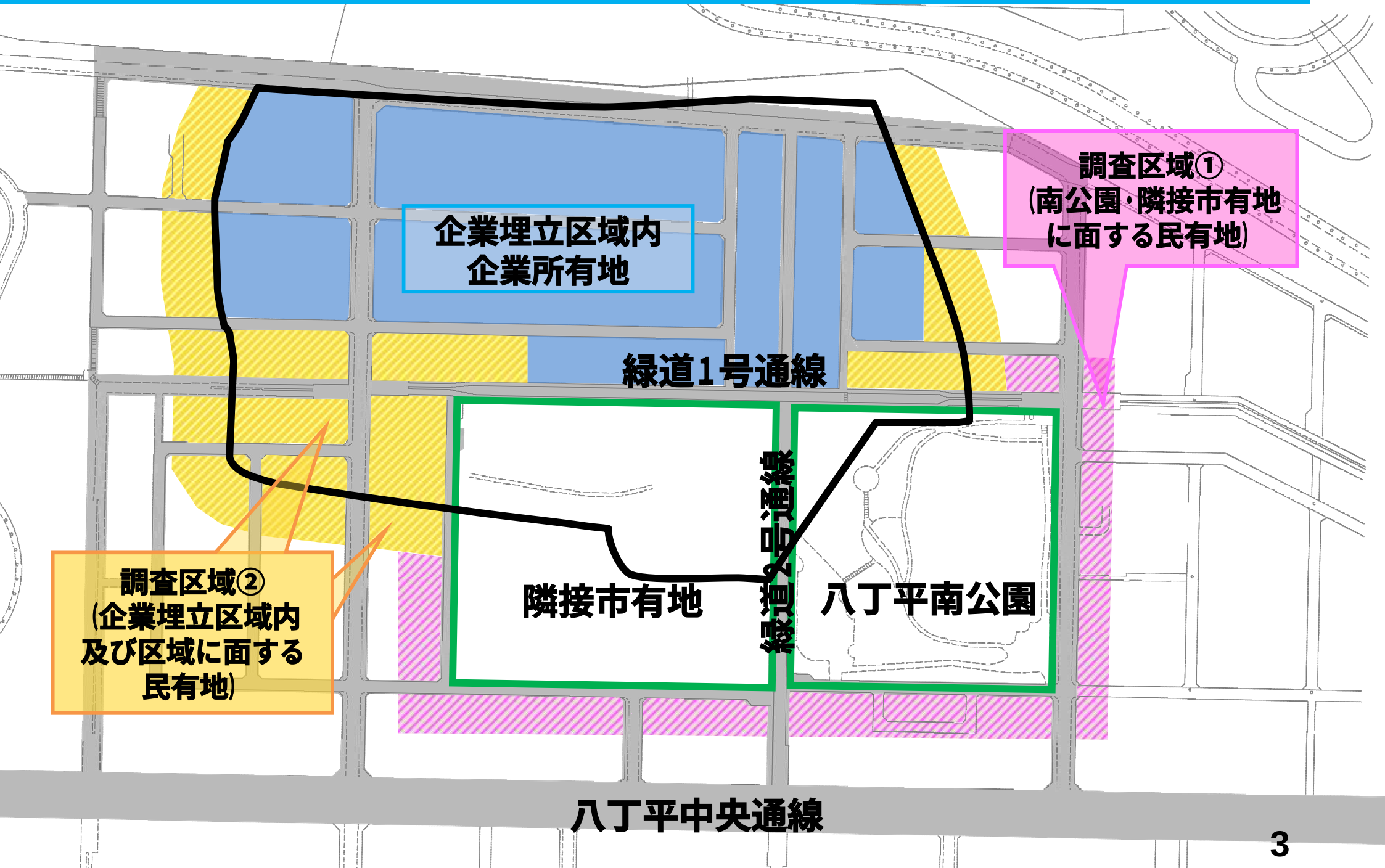

1 八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告 ③

■ 調査結果

(1)鉛含有量(土壌含有量基準：150mg/kg以下)

調査区域	調査件数	うち基準内件数	うち基準超過件数
①南公園・隣接市有地に面 する民有地	42件	40件	2件
②企業埋立区域内及び区域に面する民有地	60件	52件	8件
合計	102件	92件	10件

(2)ヒ素含有量(土壌含有量基準：150mg/kg以下)

調査区域	調査件数	うち基準内件数	うち基準超過件数
①南公園・隣接市有地に面 する民有地	42件	42件	0件
②企業埋立区域内及び区域に面する民有地	60件	60件	0件
合計	102件	102件	0件

1 八丁平南公園・隣接市有地の周辺民有地等土壌調査報告 ④
■ 調査結果（まとめ）

① 南公園・隣接市有地に面する民有地

一部に基準超過の土壌は確認されたが、その原因は飛散とは別なものであることを確認した。

⇒ 汚染土壌の飛散による影響はない。

② 企業埋立区域内及び区域に面する民有地

一部に基準超過の土壌が確認されたが、汚染土による盛土造成等、飛散とは別の要因の可能性が高い。

⇒ 確認のための土壌調査を実施し、原因・範囲を特定する。

⇒ 基準を超過した民有地について、詳細調査を実施し、対策工法を検討する。

2 企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告 ①
■調査内容・調査結果・対策工の考え方

1 調査内容

(1) 調査範囲 ：企業所有地全体
(2) 測定メッシュ：10m×10m
(3) 調査期間 ：H26.3～4
(4) 調査元素 ：鉛、ヒ素、フッ素、水銀（溶出、含有量）

2 調査結果

○基準超過なし、×：基準超過有り

	鉛	ヒ素	フッ素	水銀
含有量	×	×	○	○
溶出量	○	×	×	○

3 対策工の考え方

周辺では地下水の利用がないことから、含有量基準超過に対応した対策工を実施する。

2 企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告 ②
■ 鉛又はヒ素の含有量基準超過区域

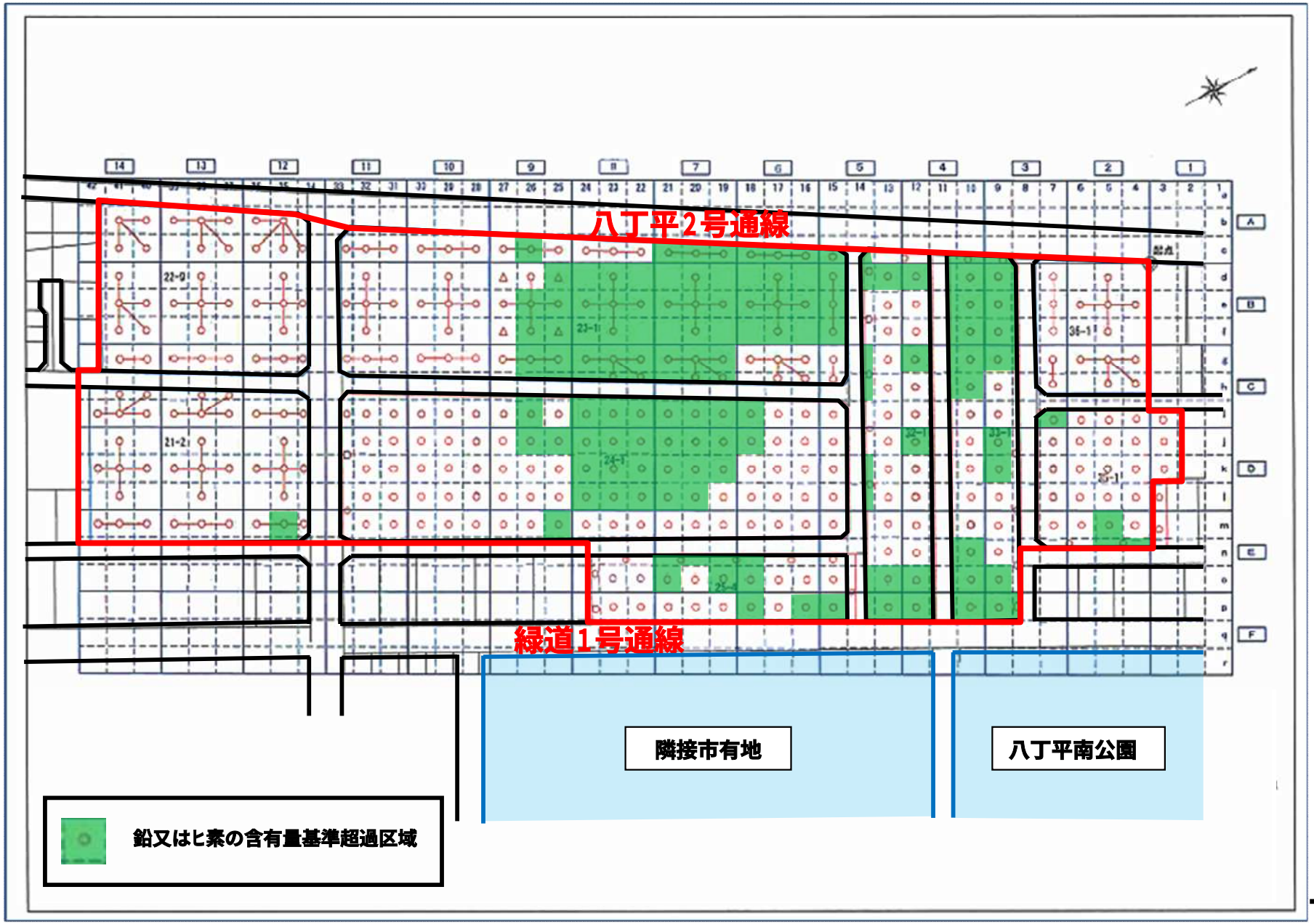

2 企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告 ③
■対策工事手法：平坦部の盛土方法

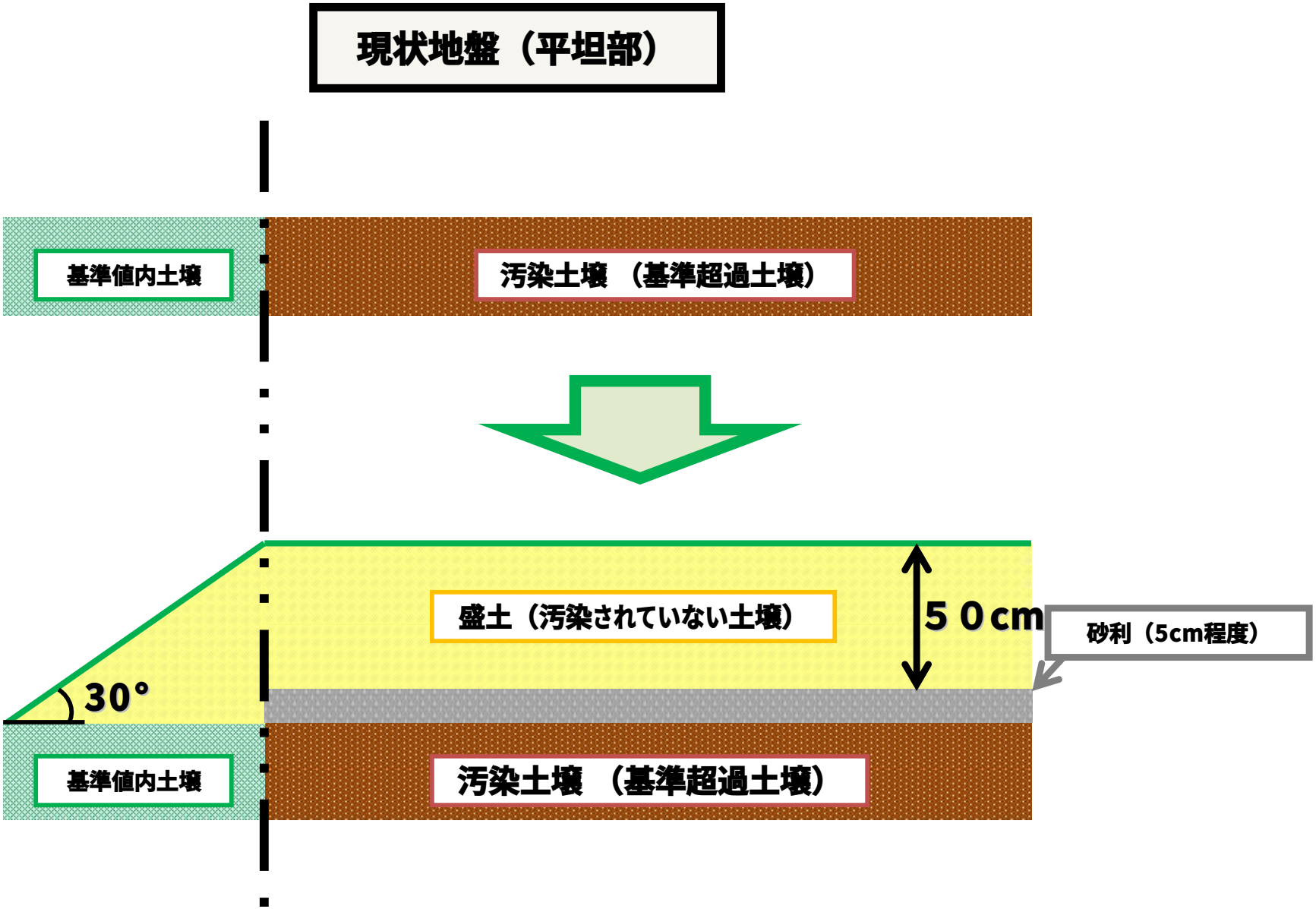

2　企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告　④
■対策工事手法：傾斜部の盛土方法

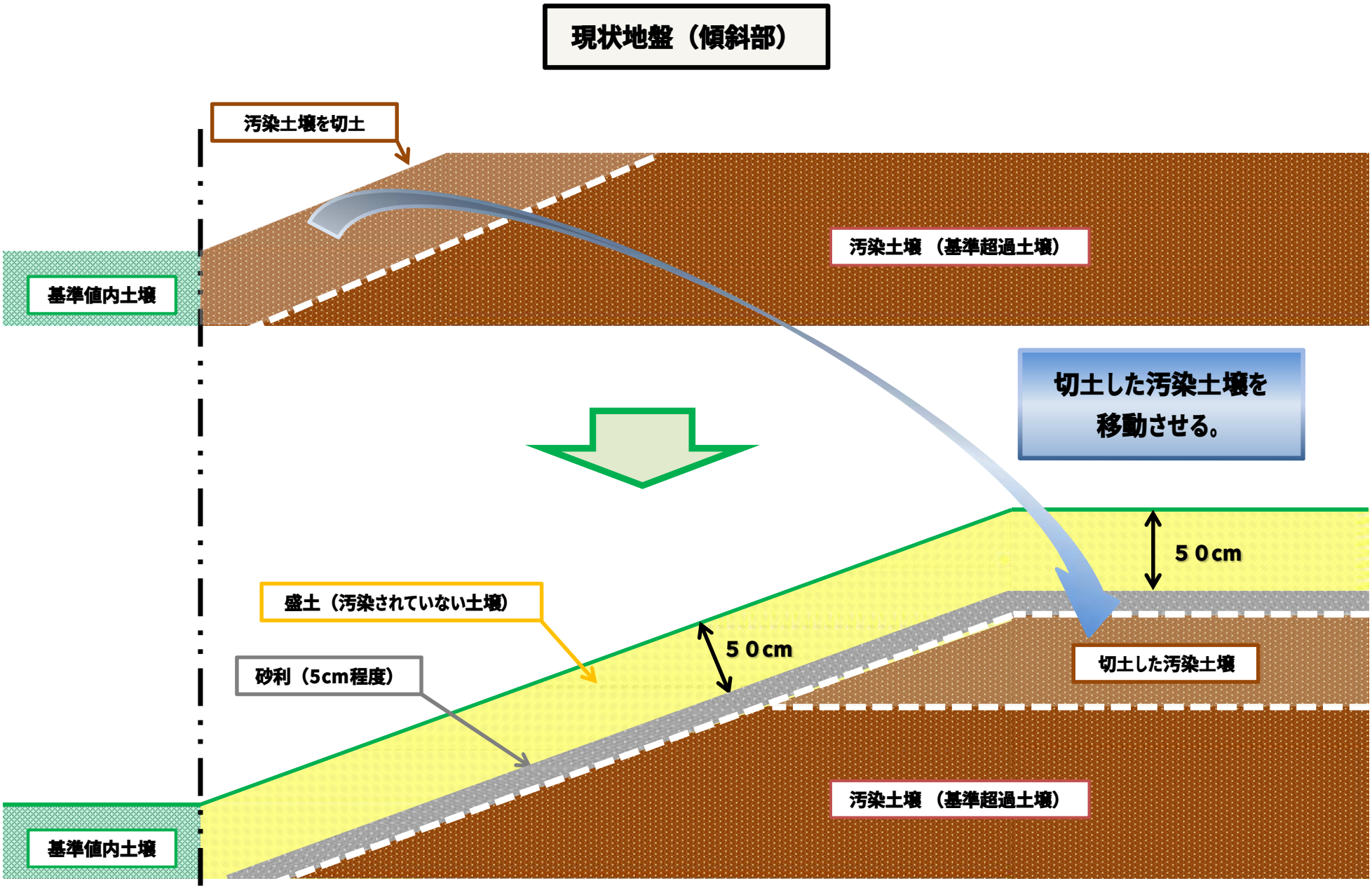

2 企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告 ⑤
■盛土対策工事区域

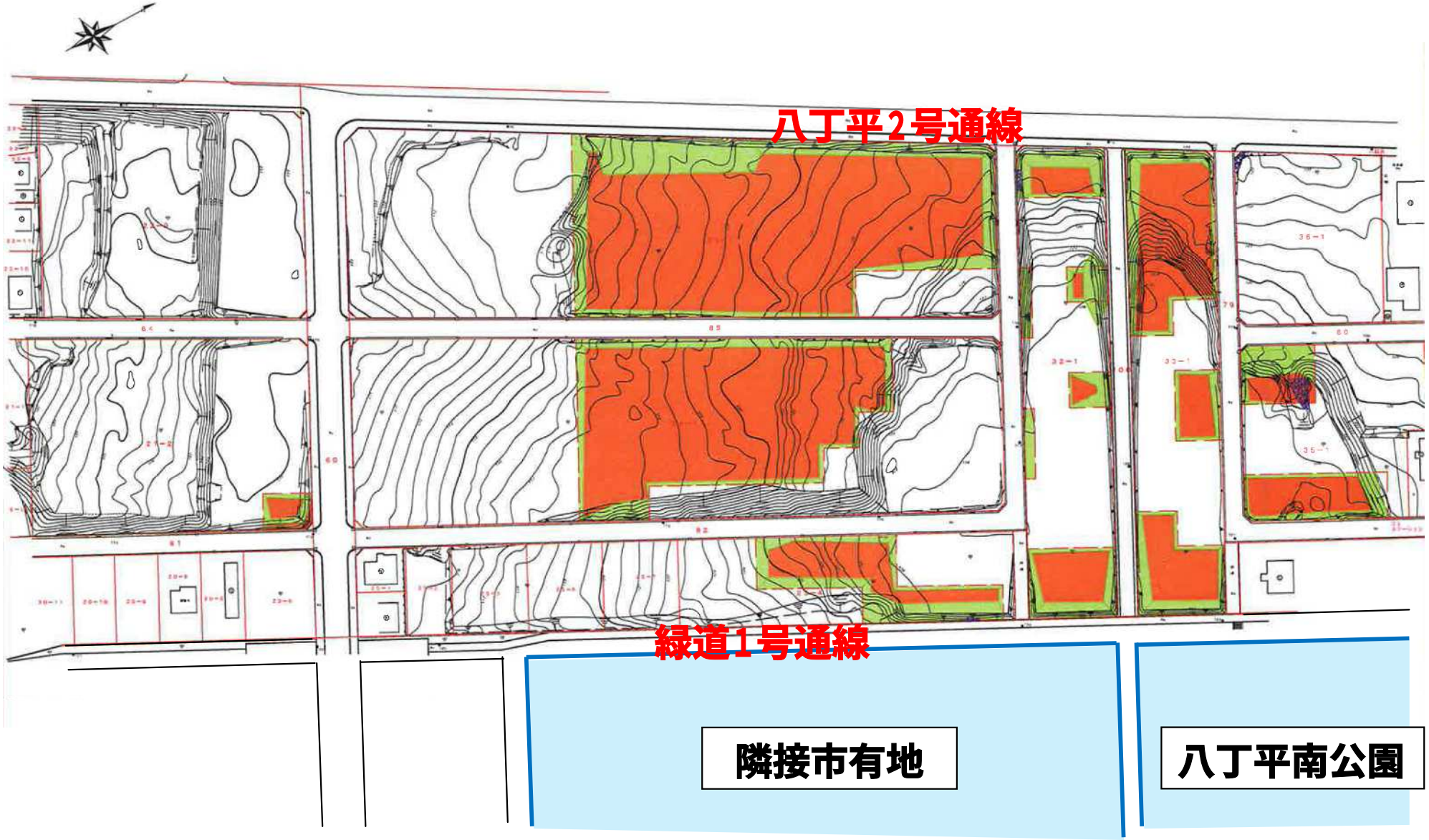

凡例

平坦部　傾斜部

2 企業埋立区域内企業所有地の土壌調査報告 ⑥
■今後のスケジュール

■ 工事スケジュール

以下の通りで予定しています。

・工事着手： 7月中旬（予定）

・工事終了： 8月末 （予定）

3　健康影響調査の実施状況

- 実施日：5月17日（土）・18日（日）
- 場　所：八丁平小学校
- 内　容：採血（鉛・一般検査）、採尿（ヒ素）、

  生活状況調査
- 申込者：197名　→　受診者：177名（89．8%）

  （※　うち1名は5月21日に市立室蘭総合病院にて受診）

血中鉛濃度結果（速報値）　　1．0未満～3．1μg/dℓ

（参考）東京都北区での実施結果　1．0未満～4．5μg/dℓ

- 今後のスケジュール

尿検査（ヒ素）結果及び生活状況調査を踏まえて、専門家による「健康影響評価検討委員会」で全体の分析評価を行い、8月下旬に個別通知や住民説明会を開催する予定です。

4 今後のスケジュールについて ①
■民有地の汚染対策

○ 土壌基準を超過した箇所周辺の土壌調査を行い、**汚染の原因、範囲を特定します。**
○ 土壌基準を超過した民有地については**詳細調査を実施し、対策工法を土地所有者と協議します。**

【調査スケジュール】

H26 5月末
民有地の一部で土壌調査により基準超過を確認

7月
民有地における確認のための土壌調査を実施

8月
民有地での汚染原因及び周辺の汚染影響範囲を特定

汚染対策工検討のための個別民有地の詳細土壌調査

【対策手順】

対策工の検討

民有地の汚染対策について土地所有者との協議

対策工の決定

民有地汚染対策工の実施

専門家の意見を反映

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策（盛土・舗装等）を基本に検討

4 今後のスケジュールについて ②
■南公園・隣接市有地の汚染対策

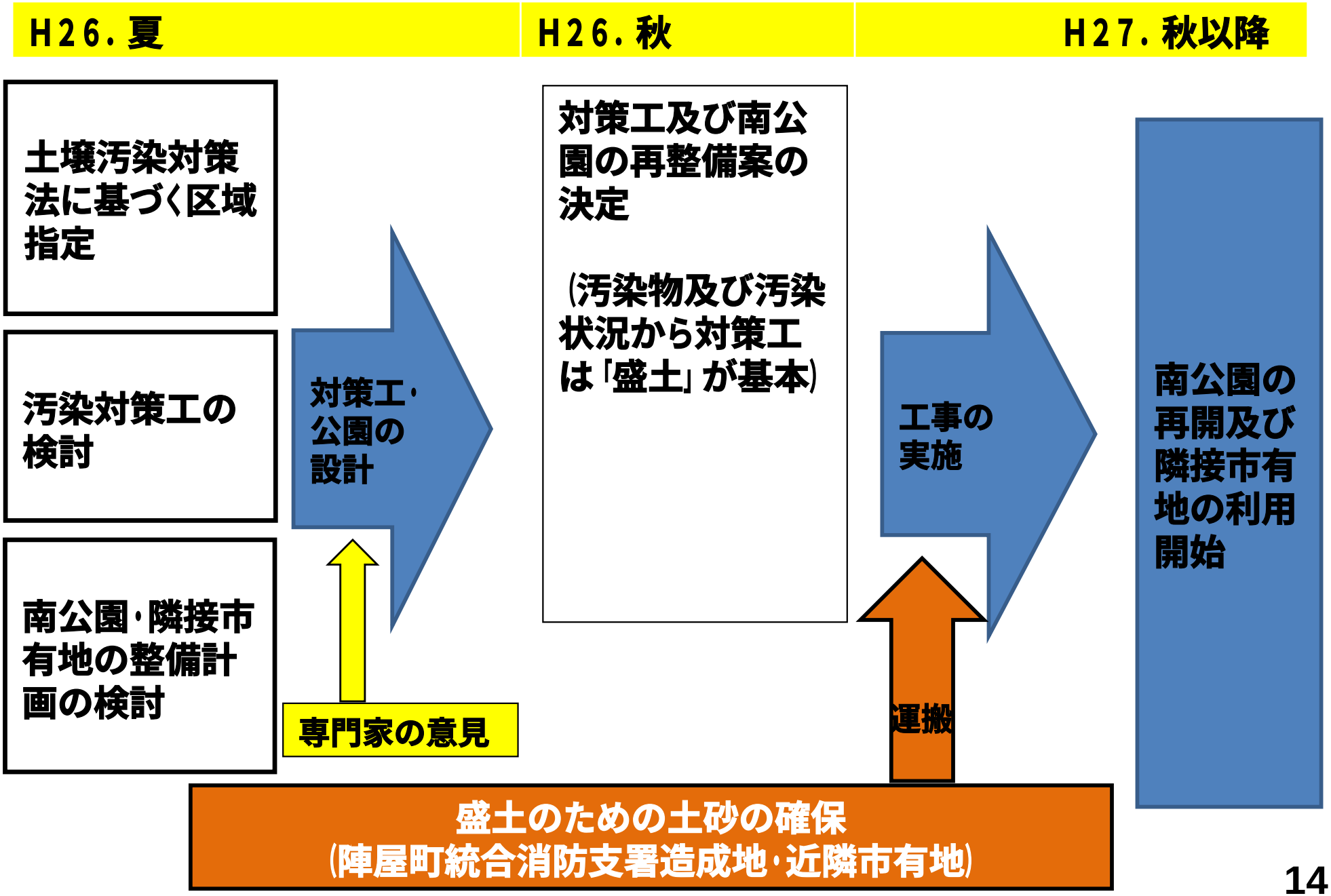

4 今後のスケジュールについて ③
■南公園・隣接市有地の汚染対策の基本方針について

(1) 土壌汚染対策工法について

土壌汚染対策法に基づき、盛土を基本として実施します。
なお、盛土材については、統合消防支署造成工事で発生する土砂を使用するほか、不足分については、近隣市有地から盛土材を調達する予定です。

(2) 八丁平南公園の整備について

土壌汚染対策を実施しその後、公園機能を復元します。

(3) 隣接市有地の整備について

南公園と一体的な活用が行える様な整備について検討を行います。

4　今後のスケジュールについて　④

■全体スケジュール

年度	①健康影響調査	②土壌調査	③土壌汚染対策	④民有地の汚染対策
H26 5月	健康影響調査(5月)		対策方針の検討	追加土壌調査・個別詳細土壌調査の実施
6月	第3回住民説明会 (6月)　(土壌調査結果・企業埋立地の対策等)			
	第4回健康影響評価検討委員会 (調査結果の評価)	土対法に基づく汚染区域の指定 ⇒ 申請 ⇒ 北海道との協議 ⇒ 指定 ⇒	対策方法検討・決定 ⇐ 専門家の意見	⇒ 対策工の検討・決定
	個別通知			
8月	第4回住民説明会 (8月末)　(健康影響調査結果・南公園等の対策等)			
9月			盛土材の確保 ⇒ ・対策工及び南公園、隣接市有地再整備案の決定	対策工の実施
H27.3月				
H27.4月			・対策工の実施 ・八丁平南公園の再開	
9月				
12月以降			・定期モニタリング	